



発行
東京都

目次

規則

○東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部調整課）…一

告示

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…一

告示（消）

○火災予防施行規程の一部改正……………三

公告

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…三

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

規則

東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年一月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二号

東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

東京都農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年東京都規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ハ中「地域に」を「農業経営基盤強化促進法第十九条第一項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第三項に規定する地図をいう。）に位置付けられた者であつて、認定農業者（同法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第四項第一号ハに規定する組織をいう。）、区市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第六条第一項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）が認める者（以下単に「目標地図に位置付けられた者」という。）並びに地域に」に改め、「（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第一 五の項中「継続的農地利用者」を「目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者」に、「農業参入法人及び」を「農業参入法人並びに」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第四十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和六年一月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道千住小松川葛西沖線

二 指定する区間 葛飾区東新小岩八丁目千八百二十八番二地先から同区西新小岩四丁目六十五番一地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

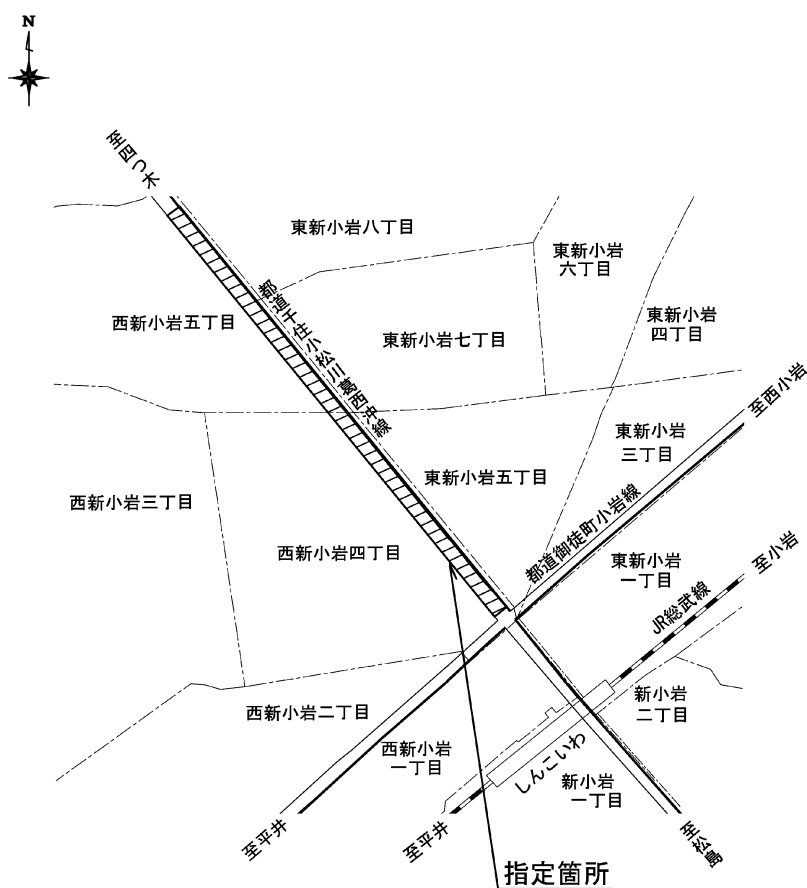
都道千住小松川葛西沖線

葛飾区東新小岩八丁目～西新小岩四丁目



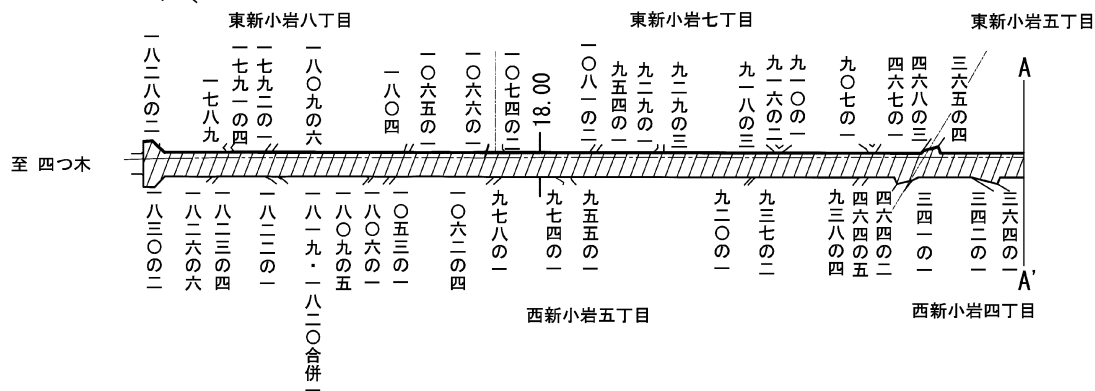
延長 一、一一三・六二メートル

(電線共同溝予定名称 千住小松川葛西沖・七号)



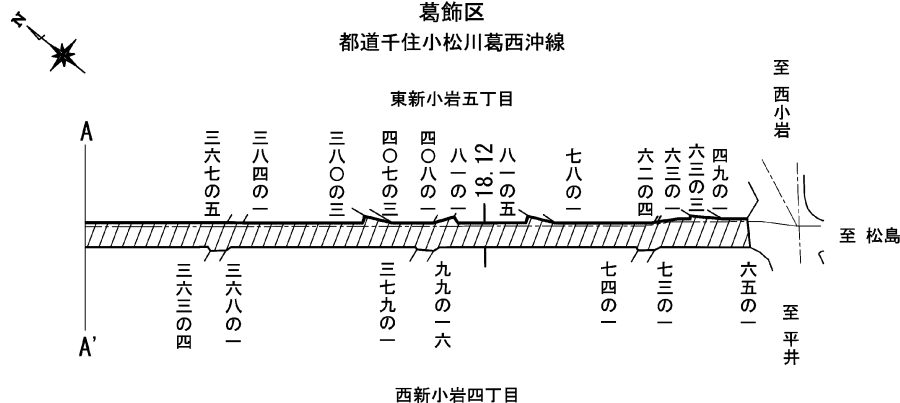
葛飾区

都道千住小松川葛西沖線



葛飾区

都道千住小松川葛西沖線



告 示（消）

●東京消防庁告示第1号

火災予防施行規程（昭和37年7月東京消防庁告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和6年1月23日

東京消防庁

消防総監 古 田 義 実

第9条第5項を次のように改める。

5 防災センター要員講習の受講申請は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 写真（申請書提出前6月以内に撮影した正面からの無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を貼り付けた別記様式第8号の申請書によるもの
- (2) 前号の方法に準ずるものとして消防総監が認めるもの
- 附 則
- この告示は、令和6年2月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一

条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和六年一月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会

二 代表者の氏名

木戸 季市

三 主たる事務所の所在地

千代田区六番町十五番地 プラザエフ六F

四 更新された認定の有効期間

令和五年四月十一日から令和十年四月十日まで

一 名称

特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク

二 代表者の氏名

吉田 恒雄

三 主たる事務所の所在地

世田谷区松原一丁目四十五番十号 K Tスクエアー四B号室

四 更新された認定の有効期間

令和五年七月八日から令和十年七月七日まで

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあっては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年一月二十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和六年一月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

アクロスプラザ若葉台

二 店舗所在地

稲城市若葉台二丁目八番

三 設置者名

三菱HCキャピタル株式会社

四 設置者住所

千代田区丸の内一丁目五番一号

五 変更前の設置者の代表者名

柳井 隆博

六 変更後の設置者の代表者名

久井 大樹

七 変更日

令和五年四月一日

八 届出日

令和五年十二月十九日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十	縦覧期間	令和六年一月二十三日から同年五月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	アクロスプラザ若葉台東
二	店舗所在地	稲城市若葉台一丁目五十五番
三	設置者名	三菱HCキャピタル株式会社
四	設置者住所	千代田区丸の内一丁目五番一号
五	変更前の設置者の代表者名	柳井 隆博
六	変更後の設置者の代表者名	久井 大樹
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	ウエルシア薬局株式会社
八	変更前の小売業者の代表者名	松本 忠久
九	変更後の小売業者の代表者名	田中 純一
十	変更日	令和五年四月一日ほか
十一	届出日	令和五年十二月十九日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十三	縦覧期間	令和六年一月二十三日から同年五月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を
十四	縦覧時間	除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	西友江戸川中央店
二	店舗所在地	江戸川区中央一丁目七番十四号
三	設置者名	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
四	設置者住所	港区芝浦一丁目二番三号
五	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社西友
六	変更前の小売業者の住所	北区赤羽二丁目一番一号
七	変更後の小売業者の住所	武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号
八	変更日	令和五年五月八日
九	届出日	令和五年十二月十九日
十	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十一	縦覧期間	令和六年一月二十三日から同年五月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を
十二	縦覧時間	除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
一 本号
一 箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001